

平成27年度 労働衛生行政のあらまし 27.8.14 改訂

化学物質による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策・受動喫煙防止対策を中心に

神奈川県労働局

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にあります。熱中症や化学物質との接触による死亡災害、一酸化炭素や硫化水素中毒による重大災害が依然として発生し、社会福祉施設等における疥癬等が跡を絶たない状況です。特に、平成23年に社会問題化した胆管がん発症問題を契機として、有機溶剤などの化学物質取扱い業務におけるリスクアセスメントの実施による労働衛生管理の徹底が必要です。

メンタルヘルス関係では、「平成25年労働安全衛生調査」(厚生労働省)の結果によると、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスと感じる労働者の割合は52.3%を示し、その内訳としては「仕事の質・量」(65.3%)が最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」(36.6%)となっています。また、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の割合は10.0%であることからメンタルヘルス対策が重要となっています。

一般定期健康診断の有所見率は依然、5割を超え、2名のうち1名は何らかの有所見が認められます。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1、2)

平成26年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は62件(前年同数)、支給決定件数は20件(前年度比25%増)、また精神障害等の請求件数は、122件(過去2番目)、支給決定件数33件(前年度比10%増)となっています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

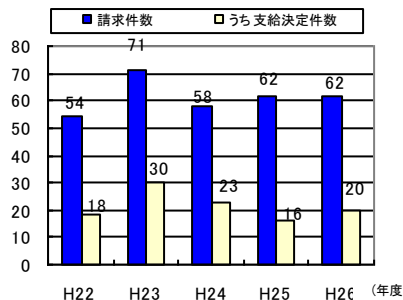
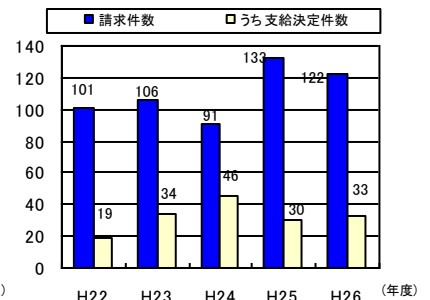


図2 精神障害等の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3、4)

(1) 平成26年の職業性疾病による死亡者は、化学物質中毒2名、熱中症1名、業務上の負傷に起因する疾病1名及び精神障害による自殺1名の合計5名です。

直近5年間における死亡者35名のうち、脳・心臓疾患による割合は5割を超えています。

また、一度に3名以上が被災する重大災害は5件発生し、一酸化炭素中毒2件、硫化水素中毒1件、疥癬1件、結核感染1件となっています。

(2) 平成26年の職業性疾病による休業4日以上死傷者は557名、そのうち腰痛は430件で全体の77%となります。腰痛は、業種別に見ると保健衛生業(122件)、商業・金融・広告業(109件)、運輸交通業(55件)で多発しており、これら3業種で全腰痛件数の67%を占めています。

図3 職業性疾病発生状況

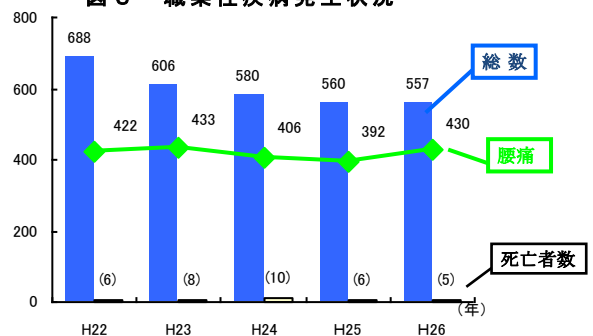
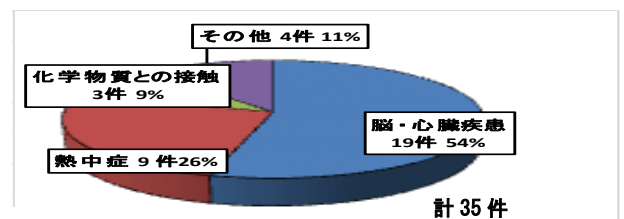


図4 職業性疾病による死亡災害(H22~H26)



3 健康診断結果

平成26年の一般定期健康診断の有所見率は53.4%(全国平均53.2%)です。項目別では、血中脂質検査32.8%、血圧15.1%が高い率を示しています。

第2 平成 27 年度労働衛生行政の重点

- 1 化学物質による健康障害防止対策
- 2 職場におけるメンタルヘルス対策
- 3 過重労働による健康障害防止対策
- 4 石綿による健康障害防止対策
- 5 その他職業性疾病防止対策
- 6 職場における受動喫煙防止対策
- 7 健康づくり対策及び快適職場づくり対策

1 化学物質による健康障害防止対策

労働安全衛生法第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を公表しています。

(参照 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0603-1.html>)

- (1) 化学物質を製造し又は取扱っている事業場に対し、化学物質の表示・文書交付制度（SDS）の周知及び SDS の有害性情報を活用した「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく調査とその結果に基づいた措置の実施の普及促進を図ります。
- (2) がん原性指針の対象物質について周知を図り、事業者に対し有害性の認識を高めます。
- (3) 化学物質に係るリスクアセスメントの実施促進を図ります。
- (4) 化学物質管理強化等を目的とした労働安全衛生法の改正について、周知及び指導の徹底を図ります。

2 メンタルヘルス対策

- (1) 「心の健康づくり計画」の策定等「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく措置の実施について、助言・指導を行います。(参照 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-1.html>)
- (2) 事業場内の体制づくりについては神奈川産業保健総合支援センター(第 5 参照)の活用を、また、50 人未満の労働者を使用する事業場(小規模事業場)には、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等に関し地域産業保健センターの活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」(厚生労働省委託事業)の活用について、広く周知を図ります。
(参照 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>)
- (3) 労働者に対するストレスチェック制度の創設に係る労働安全衛生法の改正について周知を図ります。
(参照 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>)

3 過重労働による健康障害防止対策

長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施の徹底を図ります。特に小規模事業場については、医師による面接指導の実施に当たり、地域産業保健センター(第 5 参照)の利用勧奨を図ります。

4 石綿による健康障害防止対策

- (1) 今後の石綿による健康被害を未然に防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点として、石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図るとともに、石綿の製造等の全面禁止について徹底を図ります。
- (2) 平成 26 年 6 月 1 日施行による改正「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の徹底を図ります。以下参照
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000045138.pdf>)
- (3) 関係行政機関と連携し、再生砕石への石綿含有廃棄物の混入防止に努めます。

5 その他職業性疾病防止対策

- (1) 粉じん障害防止対策については、平成 25 年度を初年度とする「第 8 次粉じん障害防止総合対策」(以下 HP 参照)、及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、神奈川県内において新規にじん肺管理区分が 2 以上で決定される割合の高いアーク溶接作業、金属等の研ま作業などの業務を重点対策とし、呼吸用保護具の適正な着用等の徹底を図ります。

(参照 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0309-1a.pdf>)

- (2) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあり、早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、WBGT値(暑さ指数)の活用による作業環境管理、労働者の健康管理等の徹底を推進します。
- (3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を対象に、平成 25 年 6 月改正「腰痛予防対策指針」に基づき業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導します。

(参照 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4-att/2r98520000034mtc.pdf>)

6 職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図るとともに、「受動喫煙防止対策助成金制度」の周知と活用を勧奨します。助成金制度は受動喫煙防止のため喫煙室を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象となります。助成額は2分の1の額(上限 200 万円)です。工事着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局(健康課)へ提出して、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

(詳細 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>)

7 健康づくり及び快適職場づくり

- (1) 神奈川健康づくり推進会議及び健康づくりモデル事業場制度を通じ、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」等に基づく健康測定、運動指導、保健指導等の周知を図り、心身両面にわたる健康づくり(THP)の一層の普及促進を図ります。

(参照 https://www.jisha.or.jp/health/thp/thp_guideline.pdf)

- (2) 健康づくり全般を総合的に推進する一環として、9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、健康診断とその事後措置等の徹底を図ります。
- (3) 職場環境の改善・快適化について、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」等の周知徹底を図ります。

(参照 <http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>)

第3 労働衛生関係法令等の公布・改正・指針等について

1 特定化学物質障害予防規則等の改正(平成 26 年 11 月 1 日施行)

ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイトについては、表示対象物、特定化学物質の特定第 2 類物質に位置づけ、特別管理物質になりました。クロロホルムほか 9 物質は、有機溶剤に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の第 2 類物質「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

2 労働安全衛生法の改正関係

(1) 化学物質についてリスクアセスメント実施の義務付け(平成 28 年 6 月 1 日に施行)

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となります。

(2) ストレスチェックの実施等の義務付け(平成 27 年 12 月 1 日施行)

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となります。(労働者数 50 人未満の事業場については当分の間努力義務)

検査結果は、医師、保健師等から直接本人に通知され、検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じて、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

(3) 受動喫煙防止措置の努力義務(平成 27 年 6 月 1 日施行)

事業場の実情に応じ適切な受動喫煙防止措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

(4) 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定、譲渡制限の対象(平成 26 年 12 月 1 日施行)

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加しました。

第4 神奈川県労働局の第12次労働災害防止推進計画における目標

1 計画の期間

平成25年4月～平成30年3月までの5年間

2 計画の全体目標

○平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）

○平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少（同上）

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策（平成24年度末の計画策定事業場数状況：1,308事業場）

【目標】 平成29年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を5,000以上とする。

(2) 過重労働による健康障害防止対策

【目標】 長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する。

(3) 化学物質対策（平成24年度末の事業場実施状況：18.2%）

【目標】 平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を50%以上とする。

(4) 腰痛予防対策（平成24年末の疾病者数状況：406人）

【目標】 平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上業務上疾病者数を10%以上減少させる。

(5) 熱中症対策（前5か年の死傷者数：102人）

【目標】 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の熱中症による休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる。

第5 お知らせ

○労働安全衛生法の改正（H26.6.25公布）

改正労働安全衛生法の概要

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11200000-RoudoukiJunkyoku/0000050905.pdf>)

○粉じん障害防止規則が改正されました。

平成26年7月31日から、屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になりました。(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071309.html>)

○高気圧作業安全衛生規則が改正されました。（平成27年4月1日施行）

呼吸用ガスとして酸素と呼吸用不活性ガスの「混合ガス」にも対応した規定となりました。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071152.html>)

○平成27年6月より「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。本社事業場を管轄する労働局長あての申請となります。

(詳細 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>)

○平成26年4月1日から「産業保健活動総合支援事業」が開始しました。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業がスタートしました。この事業は、各都道府県に一つの拠点を置き、さらに労働基準監督署単位に各地域拠点を置いています。

神奈川では、都道府県拠点は神奈川産業保健総合支援センター（TEL045-410-1160）で、地域拠点は従来の地域産業保健センターです。なお、地域産業保健センターの所在地が変更になっているところもありますのでご注意ください。

(http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/houreiseido_tetsuzuki/enzen_eisei/hour_eiseido/sangyouhokekkn.html)

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>